

## 介護職員等特定処遇改善加算にかかる情報公開（見える化要件）

介護職員の処遇改善につきましては、これまでも何度かの取り組みが行われてきました。

直近では、令和元（2019）年10月の消費税率引き上げに伴う介護報酬改定において「介護職員等特定処遇改善加算」が創設され、当法人におきましても加算算定を行っております。

当該加算を算定するにあたり、

A 現行の介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までを取得していること。

B 介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること。

C 介護職員処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること。

という3つの要件を満たしている必要があります。

Cの「見える化」要件とは、①2020年度からの算定要件で、②介護サービスの情報公表制度や自社のホームページを活用し、新加算の取得状況、賃金改善以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を公表していることです。

以上の要件に基づき、当法人における処遇改善に関する具体的な取り組み（賃金以外）につきまして、以下の通り公表いたします。

### 資質の向上

- ・働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を習得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援を行う。

### 労働環境・処遇の改善

- ・ICT活用（ケア内容や申し送り事項の共有）による介護職員の事務負担軽減、個々の利用者へのサービス履歴の管理に係る事務負担軽減、利用者情報蓄積による利用者個々の特性に応じたサービス提供等）による業務省力化を行う。
- ・介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等を導入する。
- ・子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実を図る。
- ・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善を行う。
- ・事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在を明確化する。
- ・健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室等の整備を行う。

### その他

- ・介護サービス情報公表制度の活用による経営・人材育成理念の見える化を行う。
- ・地域の児童・生徒や住民との交流による地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上を図る。
- ・非正規職員から正規職員への転換を行う。
- ・職員の増員による業務負担の軽減を図る。